



A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9からの内容です)

▲ A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

4-2 結婚するとき、離婚するとき

けっこん りこん さんしやう
(C 結婚・離婚 参照)

とうじしゃふたり じゆうしよ し くちょうそん やくしよ こんいんとどけ りこんとどけ
当事者二人のどちらかの住所がある市区町村の役所で、「婚姻届」や「離婚届」をします。
とうじしゃ いっぽう りやうほう がいこくせき ばあい ちほうにゆうこくかんりきよく ほんごく たいしかん りやうじかん てつづき
当事者の一方または両方が外国籍の場合、地方入国管理局と、本国の大使館・領事館での手続きも
ひつよう
必要です。

4-3 子どもが生まれたとき

ざいりゆうしかく ざいりゆうしかく しゅとく しゅっさん いくじ しゅっしやうとどけ こくせき しゅとく さんしやう
(B 在留資格 2-8 在留資格の取得、H 出産・育児 2 出生届と国籍の取得 参照)

う し くちょうそん とどけでいん ほごしや す し くちょうそん やくしよ しゅっしやうとどけ だ
生まれた市区町村か、届出人(保護者など)が住んでいる市区町村の役所に「出生届」を出します。
ふぼ いっぽう りやうほう がいこくせき ばあい ちほうにゆうこくかんりきよく ほんごく たいしかん りやうじかん てつづき ひつよう
父母の一方または両方が外国籍の場合、地方入国管理局と、本国の大使館・領事館での手続きも必要
ひつよう
です。

にほん う あか せいご にち しゅっしやう けいかたいざいしや じゆうみんひやう さくせい
日本で生まれた赤ちゃんは、生後60日まで「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。
ちゆうちやうきざいりゆうしや こ せいご にちじやうにほん たいざい せいご にちいない もより にゆうこく
中長期在留者の子どもが、生後61日以上日本に滞在するときは、生後30日以内に、最寄の入国
かんりきよく ざいりゆうしかく しゅとくしんせい
管理局に在留資格の取得申請をします。

しゅっしやうしやうめいしよ しゅっしやうとどけじゅりしやうめいしよとやう てんぷ
出生証明書や出生届受理証明書等を添付します。
しゅっしやうとどけ あと ざいりゆうしかく しゅとくしんせい じゆうみんひやう うつ じゆうみんひやうきさいじこうしやうめいしよ
出生届の後で在留資格の取得申請をするときに住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を
ていしゅつ ざいりゆうしかく しゅとく きよか う あと さいど し くちょうそん じゆうきまち とどけで ひつよう
提出すると、在留資格の取得の許可を受けた後で再度市区町村に住居地の届出をする必要がなくなります。
ひつよう

4-4 死亡したとき

しぼう
(D その他の手続き 4 死亡届 参照)

しぼうち し くちょうそん とど でいん ほごしや す し くちょうそん やくしよ しぼうとどけ だ な
死亡地の市区町村か、届け出人(保護者など)が住んでいる市区町村の役所に「死亡届」を出します。亡く
ひと ざいりゆう もより ちほうにゆうこくかんりきよく へんのう ほんごく たいしかん りやうじかん てつづき
なった人の在留カードを最寄の地方入国管理局に返納することと、本国の大使館・領事館での手続きも
ひつよう
必要です。